

各位

国土交通省自動車局
環境政策課

平素より大変お世話になっております。

今般、以下の通達につきまして、一部改正をいたしましたので、別添のとおり送付いたします。お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

○改正通達

「道路運送車両法施行規則第 36 条第 5 項及び第 6 項の規定に基づく自動車の指定並びに同条第 6 項及び第 62 条の 5 の規定に基づく基準の指定について（依命通達）」

担当：木戸

Tel：03-5253-8111（内線 42532）

E-mail：kido-k2vf@mlit.go.jp



受理番号 第 24 号

受理日 平成29年7月27日

国自環第63号の3

平成29年7月3日

一般社団法人日本建設機械施工協会会長 殿

国土交通省自動車局長



「道路運送車両法施行規則第36条第5項及び第6項の規定に基づく自動車の指定並びに同条第6項及び第62条の5の規定に基づく基準の指定について（依命通達）」の一部改正について

標記について、別紙のとおり、各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通知したので、貴会においても傘下会員に対し、この旨周知徹底方お願いいたします。